

## 国立大学教育研究評価委員会（第4回）議事録

- 1 日 時 平成17年3月24日（木） 15時00分～17時00分
- 2 場 所 学術総合センター 11階 1113会議室
- 3 出席者  
(委 員) 内田委員, 岡田(修)委員, 岡田(益)委員, 加藤委員, 北原委員,  
木村委員, 興膳委員, 島田委員, 白幡委員, 鈴木(昭)委員,  
鈴木(清)委員, 瀬戸委員, 舘委員, 丹保委員, 中川委員, 中村委員,  
二宮委員, 本庶委員, 前原委員, 森委員  
(専門委員) 関委員 脊山委員  
(事務局) 木村機構長, 荒船理事, 長谷川理事, 川口評価研究部長, 寺西特任教授,  
細見特任教授, 馬場評価事業部長, 丸山評価第3課長 他

### 4 議 事

- (1) 前回(第3回)の議事録案については, 意見等ある場合には3月30日までに事務局まで申し出ることとされた。

(○: 委員, ●: 事務局)

○委員長 それでは, 議題に入りたいと思います。最初は資料2-1「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標に係る教育研究評価について(これまでの審議状況(案)」, 資料2-2「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標に係る教育研究評価について(これまでの審議状況(案)ー見消しー」ですが, 2月17日に開催されました国立大学教育研究評価委員会第3回においてご議論いただき, その後ワーキンググループでご検討していただいたものがこの見え消し版になっております。本日はこれをベースにしてご議論いただきたいと思います。

最初にワーキンググループの主査よりご説明をいただいた後, 個々に議論をしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○ それでは, ワーキンググループで検討いたしましたところについて説明をさせていただきます。只今お話がありましたように, 2月17日の国立大学教育研究評価委員会第3回におけるご意見などを踏まえまして, 3月3日に国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループ第5回を開催いたしました。前回の検討案からの修正部分は特に赤で表記しております。これをもとに事務局から説明をしていただきたいと思います。

(2) 事務局より, 前回の国立大学教育研究評価委員会第3回から国立大学教育委員会ワーキンググループ第5回を経て修正された部分についての説明が行われた。

○委員長 ありがとうございます。随分整理をしていただきました。何かご議論の過程等をご説明いただければと思います。

○ 3点程加えて説明させていただきたいと思います。

2ページ目の「1 教育研究評価の基本方針」の(1)中期目標の達成状況の評価の2つ目の○に「達成状況の評価に当たっては、国立大学法人等の自主性・自律性を尊重する」ということを短く明確に謳いました。これは元々記述してあった下の(2)教育研究の特性を踏まえ、その質の向上と個性の伸長に資する評価の2つ目の○の冒頭を記述を中期目標の評価の基本に置こうという考えで(1)に独立させて移したということです。この方針に基づいて具体的に示したものが、「2 教育研究評価の方法」の(4)評価の項目の2つ目の○の第2段落の「このことから、また、国立大学法人等の自主性・自律性を尊重する見地から・・・ことを基本とする。」であると理解できるため、「達成状況の評価に当たっては、国立大学法人等の自主性・自立性を尊重する」とは、非常に大きなしかりとした基本方針だろうと思い、独立させたということが1点であります。

それから、3ページの「2 教育研究評価の方法」、(1)自己点検・評価に基づく評価の4つ目の○ですが、自己点検評価に向けた判断基準とか根拠資料の事前の検討準備を国立大学法人等に促しておくということが重要であると考えたわけであります。特に中期目標・中期計画には、様々な記述があり、国立大学法人等及び機構双方の評価のフィージビリティの面からも十分に検討準備が進められるということが大事だということで、書きかえました。

7ページの「2 教育研究評価の方法」の(5)評価の表し方について、国立大学法人等の特色をできるだけ分かり易く適切に表すということが極めて大事であるという視点からこの評価の表し方についての検討を進めていく必要があるということがあります。特に基本方針でも述べておりますように、国立大学法人等の主体的な取り組みの支援・促進に資するような評価の表し方になることが重要だと考えてこの○があるわけですが、ご検討をいただけたらと思います。

○委員長 ありがとうございます。文言の整理の中に色々と強調すべき点を書き出していただきまして、少し明確になったのではないかと思います。それでは、ご意見をいただきたいと思います。

○ 1つ念のためにお伺いしたいのですが、1ページの「はじめに」の第2段落において、国立大学法人評価委員会は、「国立大学法人等の中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定を行うに当たり、機構の当該評価結果を尊重することになっている」とありますが、いかに尊重されるのかということに関しては、何か方針があるのでしょうか。

● 委員のご指摘の「はじめに」のこの部分につきましては、国立大学法人法の条文を引いた形で記述しております。具体的に機構の評価結果がどのように取り扱われるのかという問題ですが、基本的には、文部科学省の国立大学法人評価委員会において中期目標全体の評価をどのような方針のもとに行うか、そうした議論の中で尊重という言葉の意味合いが明確になってくるのではないかと思います。後ほど国立大学法人評価委員会の状況についてはご報告申し上げる予定ですが、現時点では、国立大学法人評

価委員会においては、当面の課題であります年度計画の業績評価を中心として議論が進められてきましたので、中期目標全体の評価については検討がようやく始まったという状況です。そのような状況ですので、機構としてもどのように取り扱われるかということは明確に申し上げられない段階です。

- 国立博物館は4月から中期目標・中期計画の最後の年になるわけですので、もう既に昨年度から次期中期目標・中期計画に向けての評価作業が進行中ですが、周りから聞こえてくる話題は、どうも博物館としての事業をいかにきちんと行っているかということに対する評価そのものよりも、財政的な面などの効率化というようなことのほうが大きな枠になって議論がなされているような印象を強く受けております。国立大学法人等においてもそのようなことでは困るなという危惧がありますので、そのことに関しては十分警戒心を持たれたほうがよいのではないかと思います。

- 補足になりますが、基礎資料の7をご覧ください。昨年の秋に文部科学省の国立大学法人評価委員会が「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領」を決定しています。その1ページの「1 各年度終了時の評価についての検討の前提」の(2)3行目以下で、中期目標期間終了時の評価に関し、「教育研究の状況については、その特性に配慮して大学評価・学位授与機構に評価の実施を要請し、その結果を尊重する」と、法律の文言そのままですが若干触れています。さらに2ページ目のなお書きでは、「中期目標期間終了時の評価の在り方については、各年度終了時の評価の結果等も踏まえて、大学評価・学位授与機構と連携を図りつつ、今後更に検討を進めていくこととするが、この評価においては、法人化を契機としていかに各国立大学法人等の改革と新生が図られたかという視点が重要である。具体的には、①個性豊かな大学、国際的にも存在感のある大学を目指して教育研究活動等が積極的に展開されていくこと、②学長のリーダーシップの下、機動的・戦略的な大学運営が実現されていること、③国民や社会に対する説明責任を重視した、社会に開かれた大学運営が行われていること、等を積極的に評価する」という基本的な考え方を示しています。このような方向で今後、具体的な議論が進んでいくのではないかと考えております。

- 委員長 委員からお話のありましたことは、国立大学協会もかなり深刻に受けとめておりまして、国立大学協会にも評価を行う独立した委員会があります。相当議論をしており、非常に気にしております。

そういった点を機構においてサポートしていただけると、機構も気にしているし、国立大学協会も気にしているということで、文部科学省はもちろん十分に配慮してくれるはずですので、文部科学省の国立大学法人評価委員会によく趣旨をお伝えいただけるとありがたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

- 目次についてですが、(3)評価対象の「研究に関する目標」の達成状況の評価の「研究業績の水準判定」と「大学共同利用機関法人の評価」という目次が削除されております。これは「研究に関する目標」の達成状況の評価と同一扱いをして、中に含めたために多分削除という判断だと思っておりますが、本文中の記述を見ると（研究業績等の水準判定）と（大学共同利用機関法人の研究評価）と独立扱いの項目として取り扱っています。目次では削除せずには是非私としては入れていただいたほうが、読まれる方に

とっては分かり易いのではないかと思います。

- 委員長 4 ページの一番上の記述あたりは、根拠データについて触れられている記述もあり、後半の話のところで大事に扱わなければならないことかなと思います。
- 形式の問題になりますが、「これまでの審議状況」という表題の右上に年月日及び国立大学教育研究評価委員会と入っていますが、これは機構に対してこの国立大学教育研究評価委員会が発表するという性格のものということになりますか。それとも、この委員会が機構から委託を受けて外部に対して審議の状況を示すという扱いになるのですか。それによつては表現が随分変わってきますので、位置付けだけご検討ください。機構の外部に向けてもしも書くのであるとすると、右肩の国立大学教育研究評価委員会という表記だけでは分からないと思います。それを受けて、1 ページの「はじめに」の記述の中で、この国立大学教育研究評価委員会が設置された経緯が一番最後の段落に記述されていますが、本来はこの主体の説明が前文においてなくてはならないであろうという、まさに形式だけの問題です。
- 表題としまして、これまでの審議状況とさせていただきます理由ですが、国立大学法人評価全体の枠組みは文部科学省の国立大学法人評価委員会が議論を行うことになっているわけですが、この中の教育研究の位置付けにおいて、機構がこの国立大学教育研究評価委員会の委員の皆様のご協力を得ながら少しずつ基本的な方向性等も見出し、また新たな課題等もご指摘を受けながら、今後も詰めていくということで、これまでご議論をさせていただいたわけです。次の議論にステップとして踏み出すために、今これまでの審議状況ということで、ここまでの一定の整理をつけるということ、そして、これを踏み台にして、もう1つ議論を深めようという趣旨を表したつもりです。扱いをどのような性格にするかについては、「はじめに」の部分との整合性等もあると思います。そこはまた少し検討させていただきたいと思います。
- 委員長 今、委員のご意見のもう1つの意味としては、例えば国立大学教育研究委員会と表記すれば、これは機構の中で取り扱われる書類であり、もし外部に公表していくのであれば、大学評価・学位授与機構の中の委員会という意味が分かるように明記しなければならないということなのでしょうか。
- はい。そうです。
- どのような形で「これまでの審議状況(案)」を用いるかということですが、当機構に設置しております国立大学教育研究評価委員会において審議を行ったことが分かるような形で公表をしたいと思います。したがって、国立大学教育研究評価委員会がまとめたものを機構から例えば文部科学省の国立大学法人評価委員会に提出をすることが明確になるように、また先程ご指摘のあった「はじめに」の構成についても、委員長、副委員長とご検討させていただければと思います。
- 確認をさせていただきたいのですが、4 ページの一番上の記述で、赤字で追加された記述ですが、「自己点検・評価の根拠資料やデータに不足や不備があると判断された場合に」とありますが、この表現だと、必ずしも根拠資料等の追加提出は求めない、場合によっては求めることがありますということでしょうか。
- 委員長 一般的には求めないのです。どうしても根拠資料等の追加提出が欲しいときにはお願いをするということです。

- 基本的には、根拠資料・データは自己点検評価書に付随してくるものという理解で記述しております。根拠資料・データを求めないということではなくて、根拠資料・データは当然ながら求めていくのですが、自己点検評価書に付随してきたものだけでは足りない場合があります得るだろう、そういった場合には追加提出をその時点からしていかなければならない、そういう可能性がありますので、十分にご検討いただいて、準備をしてくださいということを書かせていただいております。
- (3) 評価対象について、①「教育に関する目標」の達成状況の評価、②「研究に関する目標」の達成状況の評価の語尾の結びの言葉が、「重要である」、「重視する」となっているのに対して、③「社会との連携、国際交流に関する目標」の達成状況の評価では、「十分配慮する」、「留意する」という語尾の結びになっていますが、この辺の明確な表現の意味はあるのでしょうか。教育研究と社会との連携、国際交流とに分けて考えられているのではなかろうかと思うのですが。
- 基礎資料6の国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領をご覧ください。中期目標・中期計画を作成する際に文部科学省が例示として各大学に示したのですが、左側が国立大学法人に対しての例示事項になっております。中期目標の項目の立て方の柱立てとして、例えば「1 教育に関する目標」、「2 研究に関する目標」、「3 その他の目標」となっておりますが、表現に語弊がありましたら訂正いたしますが、大学の教育研究等の質の向上に関する目標ということで、教育研究をメインとして捉えて、その他の目標の中で社会連携、国際交流等に関する目標があるという位置付けですので、必ずしも社会との連携、国際交流が下位に置かれているというわけではありませんが、基本的には教育研究と付随して行われる大学の諸活動という位置付けとして考えれば、教育研究については非常に重要な点は基本的に重視していこうということ。社会との連携、国際交流等については、何か決めつけるというよりは、新しく開拓している点も配慮して評価を行ってはどうかという点を考慮して記述をした次第です。
- 4ページ目の一番上の「追加提出を求めることがありうる。」という箇所、ワーキンググループではかなり明確に「提出を求める」という文脈で議論がされていたかと記憶していますが、この「ありうる」と「ある」とは、どう違うのでしょうか。個人的な意見としては、「ありうる」というのは非常に婉曲にやわらかく表現していますが、「ある」が良いと思うのですが。  
先程の委員からのご意見でも、根拠資料・データは原則は自己点検・評価書にきちんと付随しているはずであり、万が一足りないまたは不備があった際には追加提出をしていただくということですから、一応、「ある」を第1候補にしてご検討していただけますか。
- 我々としては「追加提出を求めることがある。」とすると表現が強過ぎると考慮したのですが、「ある」と判断された場合には結局、追加提出を求めることになるわけですから、言い切っても良いのかもしれませんが。
- 言いたかったことは、少し文章が曖昧で、「ありうる。」というのは2通りに読めるということです。
- 8ページの(7)意見の申立てについての箇所で、「評価結果を確定する前に、それ

ぞれの国立大学等に対し、意見の申立ての機会を設ける。」とありますが、具体的なやりとりのプロセスが今回削除されていますので、削除した箇所を、例えば、それぞれの国立大学法人等に対し、評価結果を通知し、その内容などに対する意見の申立ての機会を設けると記述すると、具体的なプロセスの内容が分かりますので、できましたら削除した箇所を復活して記述した方が分かり易いと思います。

- 委員長 ありがとうございます。機構側から通知して、もし異議があるならば、国立大学法人等側から申立ててもらおうという、そのプロセスが分かるように記述してみてもどうかというご意見がありましたので、検討していただきたいと思います。この(7)意見の申立ての○の内容は大事なことです。ご検討いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは、9ページ、10ページ、11ページ最後までお願いいたします。

例えば、10ページの下から2つ目の○で加筆された記述ですが、「その負担を分散し効率化するとともに、評価に先立ってあらかじめ十分に分析し、根拠データ」とありますが、この文章には主語がないものですから、この場合に、誰が「十分検討して」というあたりが、読み方によっては別の意味にも取られかねないと思いますので、もう少し、自明に近いような切り方にして直していただけないでしょうか。「十分に分析し」とは、機構が分析するのか、それとも国立大学法人等に分析してもらうのでしょうか。

- 機構及び国立大学法人等の双方でという意味です。
- 「・・・準備を進めていくことが国立大学法人等及び機構双方において・・・」となっていますから、両方で一緒に行くという意味だと思います。
- 委員長 「あらかじめ十分に分析して、根拠データの有用性を確認しつつ準備を進めていく」とは、今後更に議論をした段階ではないと出てこない話ではないかという気がしないでもないのですが。
- 先程議論のあった、(1)自己点検・評価に基づく評価の4つ目の○の「中期目標及び中期計画・・・求めることがありうる。」の文章でも、国立大学法人等において事前に十分、準備・検討してほしいというメッセージを書き込んでいるわけですが、この10ページの(1)教育研究評価に必要な情報・データの収集・蓄積の記述において、例えば2つ目の○で、「このため、国立大学法人等においては、評価に必要な情報を定期的に収集・整理し、評価の根拠資料・データとしての有用性を確認しつつ、評価の根拠資料として利用可能な形で積み重ねておくことが重要である。」と謳った上で、その下の○「機構においても、今後、国立大学法人等の目標等を踏まえつつ、・・・一般的にどのような視点から評価を行い、どのような指標や根拠資料が有用なのかについての事例などを含め、適切な情報提供に努める・・・」としており、以上のようなことを踏まえて、国立大学法人等及び機構の両方が真摯に検討して準備をするということ4つ目の○「評価に必要な・・・」以下の記述の中で改めて表したつもりです。
- 委員長 上の○2つで書いているので、冗長ではないかという気がしますので、少し修正をしていただけないでしょうか。
- 2つ目の○の文章と3つ目の○の文章を総合したのがその下の4つ目の○の文章に記述されていて、詰めている感じです。

- 11ページの1つ目の○の4行目ですが、「特筆すべき点等を摘示することとされている」とありますが、この「摘示」というのは、摘み取って示すということですか。
- 委員長 11ページの上から4行目で、「摘示」とありますが、指摘というのは分かりますが、「摘示」というのはあまり聞かない言葉だと思います。
- 基礎資料の7の「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領」をご覧くださいと思います。6ページの②教育研究の状況（「教育研究等の質の向上」の項目）の「イ. 国立大学法人評価委員会による事業の進行状況の確認」において、「各国立大学法人等の特性等を踏まえ、事業の進行状況を確認し、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す」とあり、これを受けた表現ですが、より相応しい言葉があれば、検討したいと思います。
- 委員長 聞き慣れない言葉ですから、もう少し適切な言葉を選んでいただくようにご検討ください。
- 11ページの新しく加筆された3つ目の○がありますが、あえて記述する必要があるのかどうか、意味が分かりかねます。つまり、時間的に大学機関別認証評価のほうが先であるなら、国立大学法人の教育研究の評価に活かしますよということに過ぎないのであれば、ここであえて指摘する必要はないように思うのですが、どうして出てきたのか、何か別の意味があるのでしたらご説明をお願いします。
- 実際に国立大学法人評価と大学機関別認証評価が相当重なって出てきた際のフィージビリティ等を考慮した場合、そして大学機関別認証評価においては相当額の手数料を大学からいただくといったことなども考慮した場合に、例えばとして、この2つ目の○に記述してあることも有効な方法と考えられると記述しております。
- 大学機関別認証評価というのは、機構による大学機関別認証評価を受けるということ的前提にしているとすれば、それは認証評価の精神と反することになるので、一種の強制力のようなものを国立大学法人等に与えるのであれば、やはりまずいだらうと思います。
- ワーキンググループでもご意見がありました。確かにそのとおりです。この2つ目の○の3行目では、機構の認証評価を表すのではなくて、他の認証評価機関も視野に入れて、どれを選択するかはあくまで各大学のご判断ということを前提とした上で、一般的な呼称として「認証評価機関」と記載しているとご理解いただければと思います。
- これまでの審議状況（案）の発信者が機構であるならば、それは機構の有する幾つかの作業の1つ考えられますが、機構に設置された国立大学教育研究評価委員会が主体の発信であるならば、国立大学法人評価と大学機関別認証評価との関連については、法的には異なるが作業が重なる可能性もあるという指摘だけで十分ではないかということです。そうでないと、国立大学法人には、機構の認証評価を受けないと法人評価と具体的に関係づけられないと受け取られる危険があります。その点については法的精神からいって、十分に配慮していただきたいと思います。
- この「これまでの審議状況(案)」をどのように読むかということ、いふならば、今後機構が評価を行っていく上での機構の気持ち、願望が表されていると思うのです。例えば、10ページの一番下の○の記述で、国立大学法人評価委員会から各国立大学法人

等へのデータの提出も望んでいます。果たしてこれが強制力を伴うものかどうかということがありまして、基本的に認証評価と我々の行う教育研究評価とは異なるのではないのでしょうか。機構への認証評価への需要がどのくらいあるのか、もし多ければその需要に基づいて行う事務処理の面から別途機構が各大学、需要者に対して適切にアドバイスをしていくということは良いことだと思うのですが、私どもの法人評価に関する中にそこまで織り込むということに、少し違和感があります。ただ、気持ちを入りたいのだということであれば、それは入ってもよいのかなと思っておりませんが、今のままですと理屈と気持ちの整理がされていないと思います。

- 只今のご意見を踏まえまして、各大学法人等に誤解を与えることのないような文言にしたいと思います。この記述は当委員会のまとめとして掲載することは差し控えたほうが良いというご意見が大勢であるとすれば、機構としてこだわるものではございませんが、何らかの形でこうした趣旨を関連事項として整理をさせていただければと思います。
- 国立大学法人評価と大学機関別認証評価においてお互いに共用できる部分があるという面と、同時に評価を行えるかという面があり、同時に評価を行うのは無理ではないかという議論が機構にあったのではないかと思います。もしそうだとすると、同時に評価を出来ないということをきちんと言わないと、機構は既に社会に向けて基礎資料の4「大学評価・学位授与機構の評価事業の今後の在り方について [中間まとめ]」の6ページ、「(5) 国立大学法人においては中期目標・計画達成状況の評価と合わせ、同時に機構の機関別評価を受けることを希望する場合があることが考えられる」と謳っているわけです。その場合は、負担の軽減ということで、評価項目などを共通化する工夫をしておく必要があると、そしてこういう検討を機構がすると公言されたわけです。

したがって、当初のワーキンググループでも最初に出てきた案では、11ページに削除された記述のように、負担軽減するための検討事項が謳われて議論されていたわけですが、ワーキンググループの最後になってこの記述が明記されて議論していないため、国立大学教育研究評価委員会の場で議論をするしか仕方がないのではないかと、いうことをワーキンググループで申し上げたと思います。

どのように解決するかは別ですが、国立大学法人の負担を考えると、何らかの共通化の示唆はしたほうが良いのではないかと、いうことはあると思います。

それから、この記述だと機構が、要するに国立大学法人評価より先に大学機関別認証評価を受けてほしいという意味になっています。逆に言えば大学機関別認証評価を受けるのは、国立大学法人評価を受けた後でもよいわけです。したがって、評価を受ける時期の問題に触れるとするなら、機構は今まで国立大学法人評価と大学機関別認証評価とを同時に受けることを謳ってきましたが、同時に実施することが機構として不可能ということならば、不可能とはっきりと言わないと、国立大学法人側では、一緒に受けようと思っているところがあるのではないのでしょうか。同時に受けるように準備されている大学があるとすると、はっきりしていく必要がある。それを言うのがこの国立大学教育研究評価委員会の問題かどうかというのはまた別ですが。

- 委員長 ありがとうございます。私も国立大学法人評価と大学機関別認証評価のサイク



ルが同時になるのかどうかを少しお聞きしようと思っておりました。今は国立大学法人評価は6年、大学機関別認証評価は7年に1度ですが、全く重ならない時期に両評価を別々に行うことになるかもしれません。そのあたりも考慮して、文言整理をしておかないといけないかと思います。

- 私自身は機構ができるだけ多くの大学の認証評価を行って、データを蓄積していくことは素晴らしいことではないかと思います。それと我々の評価というのは委員も仰ったように、今回初めての試みですので、何が問題かということをはっきり、機構としては明確に、堂々と国立大学法人等に発信して、その上で何が問題か、スケジュール的に大変だったら今からこうしていくということを堂々と発信していったほうが良いのではないのか、お互いにコミュニケーションができるのではないかという気がします。願望を謳うのではなく、むしろ明確にお考えを出したほうが良いのではないかという印象を持っています。
- 明らかに色々な行って、かつ、無駄にしないためには、相互に意識をした上で議論したほうがいいのかもかもしれませんよということを記述するか記述しないかになります。しかし、全ての国立大学法人が機構の大学機関別認証評価を受けることになってしまうと、私立大学と国立大学法人の両者を接続する接点がほとんどなくなってしまいます。これは日本の教育にとってはあまり褒めたことではありません。その辺をどのように考えたらよいかということもあります。大学基準協会が大学機関別認証評価を受けて、機構では国立大学法人評価を受けることになるといった大学があるかもしれないし、あっても良いのではないかと思います。それがむしろ、公立大学や私立大学に対する国立大学法人の仕事にもなるかもしれないと思います。機構において全て行うという表現で書いてもよいですが、書かないほうがむしろ我が国の大学教育全体のためには前向きではないかと思います。

ただ、先程委員の仰ったことで場合によっては負担軽減ができますよということ、情報としてはきちんとお伝えしておかなくてはならないのではないのでしょうか。今後は、日本の認証評価機構はだんだん数が増えてきて、おそらく3つ4つできると思いますから、そのときに相互に使えるような、ある程度、懐の深さを持っていませんと大学が堪りませんので、そこまで考えてどのような記述をしたらいいかということ、1回詰めさせていただきます。ですから、今、委員が仰ったような、実用的な表現をしておいたほうがよいのかもしれません。

- この記述は、今までの機構の書きぶりからすると、大きな変換です。中期目標期間の5年目に法人評価を受ける前に、外部評価として大学機関別認証評価を受けることによって色々な指摘が教育研究の面で行われるため、それで非常に良いですよということを記述しているわけですので、私は、この記述で平気だと思います。

これは逆に言えば、ある意味では国立大学法人評価と大学機関別認証評価を同時に行うことは大変であるというのはよく分かりますが、逆に国立大学法人が同時に行うことに手を挙げた場合一切我々は拒否できないと思います。今までの記述では、国立大学法人評価と大学機関別認証評価を同時に受けていただくこと、その際のメリットを謳ってきたのに、それを同時に評価は出来ないと覆してしまったら自ら機構のこの委員会の先見性の無さをこの委員会が指摘するようで、私としてはそこが気になります。

す。

私としたら、機構の今までの答申とずれる気がしますので、併記で記述をすることでよいと思います。国立大学法人は大学機関別認証評価を国立法人評価の中期目標期間の5年度目でも受けることができますし、機構としては拒否できないわけです。この記述では、法人評価と認証評価を両方同時に行う場合は、こういう大変さもあるし、こういうこともありますと、同時に行うことに手を挙げた場合にはどうなりますかという状況説明と、それを避けるためには、例えば前もって認証評価を受けるとその認証評価の評価結果を、法人評価の中期目標の達成度にも活かしますよという記述の仕方にして、当委員会がどちらかを排他するような記述は不公平と思います。

- 委員長 時系列の進行上、大学機関別認証評価よりも先に国立大学法人評価を受けることになるという、サイクルのずれが出ることはありますね。ですから、サイクルのずれのことも少し考慮しておかなければならないかもしれません。
- 基礎資料の4「大学評価・学位授与機構の評価事業の今後の在り方について〔中間まとめ〕(抜粋)」では、「・・・同時に受ける場合の取り扱いについては十分考慮する」と、そのような趣旨でまとめていると理解しております。
- 今の議論を決めるためには、需要予測次第だと思います。私としては、需要予測なしの議論がなかなか難しいと思います。
- 2つの目の○の第1段落の「作業上の負担を適切に分散することにより、評価結果を有効に活用できるようにすることが重要である。」とありますが、これについてはよろしいでしょうか。評価結果を有効に活用できるようにすることが重要でなくなってしまうたら、その後の「例えば、・・・」以下の文章は要らなくなってしまうわけです。
- 大学基準協会での1回目の認証評価を受けた国立大学法人は1校もありませんでした。ですから、機構の評価に合わせようとしているのではないかと心配しています。このメッセージは非常に大きいと思います。色々なことをきちんと考えた上で方針として打ち出さないと、大変なことになるかと思いますが。今回の大学基準協会の認証評価では国立大学法人は1校も受けなかったことを考えると、法人評価より先に認証評価を先に受けておこうというのは、今の段階ではないのではないのでしょうか。あくまで同時に求める場合があり得るので、それについてよく検討しておきますと機構としては言っているわけです。それを勧めているというわけではないと思います。ただ、同時に出てきた場合には、十分対応しますよということを行っているので、それを当てにしている国立大学法人はかなりあるのではないかと心配しています。
- 大学側としては、その記述を読むと、大学側としては認証評価を法人評価の中期目標期間の5年度目に法人評価と一緒に受けた方が、メリットがあるという印象を持ってしまいます。両方一緒に評価を受けようとする大学のほうが多いのではと思います。
- 昨年5月から6月にかけて、国立大学法人がどの機関の認証評価を受けるか、またどの時期に受けることを考えているかという把握をいたしております。その時点では、まだ法人評価における実際の評価時期が不明確という状況でしたが、国立大学法人はおおむね当機構を希望していると同時に、時期につきましては、認証評価を早めに受けようとする大学がある一方終わりのほうに受けようとする大学があった具合で、ある特定の時期に実施希望の年度が集中している状況はありませんでした。

したがって、我々としては、基本的にはバランスよく各大学法人が受ける時期を判断されると考えておりますが、今回このようにワーキンググループを経て整理をさせていただいた趣旨として、先程フィージビリティのことを申し上げましたが、同時に、以前の文章では、機構として国立大学法人評価と大学機関別認証評価を同時期に受けるということをお勧めしているかのように受け取られかねないので、そのあたりについて基本的に中立にした上で、評価の有効活用という観点から2つ目の○を記述したものです。

いずれにしても、本日いただいたご意見を十分踏まえまして、整理したいと思いません。

- 委員長 それでは、誤解を招かないように、言葉を整理していただくということにいたしましょう。この委員会が急に方向性を変えるわけにもいきませんので、慎重にここは表現をしたいと思えます。よろしいでしょうか。
- むしろ問題は表現ではなくて、ほとんどの国立大学法人が機構の認証評価を受けるということになるのであれば、そのときどうするかということを考えておく必要があるのではないかと思います。ワーキンググループの席上では、我々は腹をくくって準備すべきだという発言をしましたが、やはりその事態を考えた評価という体制を考えていく必要があるということも改めてもう一度提案したいと思えます。
- 私どもの仕事の一番大事な部分に触れるようなご発言をいただきまして大変感謝しております。一応あらかじめ調査をしておりますが、既に初年度からその調査と違った状況になっております。

では、例えば法人評価の中期目標期間の5年度目に評価が集中した場合にはどうするかということになりますが、できない場合もあるということです。

予備調査の段階ではうまく評価を希望する時期がばらけていました。ところが、先程申し上げたように、初年度ではその調査とは異なった状況になっております。これは、国立大学法人が、来年受けた方が良いと判断されたのか、あるいは、3年後に受けた方が良いと判断されたのかとは思いますが、我々はこれを予測した上での表現で記述をするということではできませんので、できるだけオーソドックスな表現にしておいて、マネジメントで処理していくという以外に方法はないと思っております。

- 委員長 大変重要なご指摘を最後にいただきました。我々のほうでは、法人評価と認証評価というものは異なるものだという、しかし、これは連絡調整すればいい場合もありますというような表現で収めるというぐらいでよいでしょうか。
- 評価を行うタイミングのとり方についての示唆は、大学機関別認証評価のほうでのガイドラインやマニュアルで機構がしっかり取れば良いのであって、法人評価はタイミングの問題はどうにもならないため、タイミングについては、当委員会はコメントしない。しかし、国立大学法人にとっては負担の軽減を図っていただくことは大変ありがたいことなので、内容等は大学基準協会が行う認証評価であれ、機構が行う認証評価であれ、出来るだけ共通化できるような資料等を本委員会は具体的方策においては配慮しましょうという文言が出れば、国立大学法人にとっては優しい委員会としての印象が生まれてくるでしょう。評価を行うタイミングと内容の共通化は、議論する場が違うのではないかとということをもう1度お考えいただきたいと思っております。

○委員長 ありがとうございます。確かに法人評価は決まった日程に行わなくてはなりませんから、大学機関別認証委員会とも機構でご調整ください。よろしく願いいたします。

本日のご議論では重要なことを幾つかお話いただきました。今後の会議では今の議論を文言として固めてお目に掛けられるようにしたいと思っておりますので、ご意見があればいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次の議題としては、これまでの審議状況（案）の中で、検討すると記述されているものが幾つかあります。その部分については、資料3『「これまでの審議状況」における今後の検討事項』に抽出しておりますので、事務局から説明をしていただき、本日は委員の皆様こんな問題があるということをご認識していただけたらと思っております。

● ご議論いただいております「これまでの審議状況（案）」についてですが、検討事項がかなり多数残っております。

まず1つ目として、「2 教育研究評価の方法」ですが、「評価の検討に当たっては、過重な負担にならないように効率的な方法を検討する」とあります。検討事項というよりは、この検討・評価の方法、検討を行う際に全体に係る留意点ということでご認識いただければと考えております。

2つ目になりますが、(1) 自己点検・評価に基づく評価では、評価は書面調査、それから「訪問調査」を組み合わせてということですが、検討に当たっては、例えば「書面調査」と「訪問調査」の組み合わせ方、どのように組み合わせるとより効果的、効率的なのか。また、その範囲、その具体的な方法等について、ご検討いただく必要があるのではないかと考えております。

3つ目として、(2) 評価単位について、評価項目によっては、どこまで学部・研究科等の状況を調査及び分析するか、また、特に大学共同利用機関法人においてはそれぞれ特色が大きく異なる研究所が一緒になっておりますので、法人を構成する各研究所等の分析等の取り扱いをどうするかということが非常に重要なポイントになるかと考えております。

なお、法人全体の評価を行うためには、例えば部局等の状況を全体の評価に結びつけていく場合には、おそらく単純に積み上げるものではないと考えられますが、分析等の結果の法人全体への結び付け方などにも留意しながら検討していただく必要がありと考えております。

4つ目としては、(3) 評価対象に関して、機構では、中期目標の記載事項のうち、大学の教育研究の質の向上に関する目標に関する記載事項について調査・分析に基づいて評価を行うということですが、その記載事項の中には附属病院、附属学校の取り扱いも記載されております。そういった附属病院・附属学校に係る記載事項をどのように見ていくのかということ。特に教育研究の質の向上に資するという視点をどのように考えるのかといったことがおそらく検討のポイントではなかろうかと考えております。

5つ目の検討事項では、②「研究に関する目標」の達成状況の評価においては、学問分野・領域ごとに多様な側面から調査及び分析をするということですが、学問分野・領域の区分の考え方、あるいは研究業績等の調査・分析をどのような視点からこれ

を見ていくのか、また、具体的な水準の判定方法について検討が必要であろうと考えております。おそらく領域・分野ごとに検討する必要があるのではないかと考えられます。

6つ目として(4)評価の項目の中で、共通して不可欠であると判断されるような項目・要素の設定が必要であると考えられ、その具体的な項目と要素については検討するとなっておりますが、具体的に言えば、どういったものが共通的なものなのか。また、項目・要素の設定時期及び方法等あるわけですが、どのようなタイミングで項目・要素を設定し、国立大学法人側に伝えていくのかといったことも検討課題ではないかと思っております。

7つ目として(5)評価の表し方において、評価の表し方は原則、段階式と記述式を組み合わせるとしてもどのように組み合わせるのか、また、評価項目ごとにどのように取り扱うのか、段階はどう導くのか、あるいはその数及び表記方法はどうか、様々な検討ポイントがあるのではないかと考えております。

8つ目の(6)評価の時期ですが、法人評価全体としては国立大学法人評価委員会の評価のスケジュールが前提にあるわけですので、国立大学法人評価委員会の審議状況を踏まえながら、引き続き検討を行っていく事項であると認識しております。

9つ目では、(7)意見の申立てに関してですが、意見申立てへの対応方法として当委員会としての対応方針をご議論いただく必要であろうと考えております。また、意見申立ての実施時期及び手続き等につきましては、法人評価全体のスケジュールの検討と併せての検討事項になるかと思えます。

10番目の「教育研究評価の実施体制」において(1)評価組織についてですが、評価を行うためには部会等を設置するということですが、その部会はどのような規模でどのような構成で設置するのか。特に研究業績等の水準判定を実施する部会については、規模及び構成の他にどのような分野・領域を設けるのか。また、各部会の横断的な調整組織の必要性という点についても検討課題として挙げております。

11番目では、「4 国立大学法人評価の関連事項」の(1)教育研究評価に必要な情報・データの収集・蓄積において、機構に提出される評価の情報・データの提出等の考え方について挙げております。検討のポイントとしては、情報・データの提出方法及び時期などをどのように考えるか、また、文部科学省で行われる年度評価を参考に活用できるかという可能性といったことも検討いただく必要であろうと思えます。

以上11点の検討事項が、これまでの審議状況(案)の中において直接検討すると指摘されたものについて挙げましたが、実際には、この他にもまだまだ検討しなければならない事項というものはあるということで承知しておりますが、当面これらを中心にご検討いただくということになろうかと思えます。

○委員長 ありがとうございます。検討するというのは、具体的にどのようなプロセスで検討することになりますか。

● 機構といたしましては、この国立大学教育研究評価委員会に設置されておりますワーキンググループにおいて引き続き基本的な整理をしていただいた上で当委員会で十分にご検討いただくということで進めていければと考えております。ただ、その際に、文部科学省の国立大学法人評価委員会との連携を図りながら、国立大学法人評価

委員会の検討状況も見ながら進めていくということが非常に重要であろうかと考えております。

○委員長 検討項目を挙げて、どのような尺度で行うかという話までワーキンググループで詰めてもらうことになりますか。

● 今提示しました検討事項は、相当技術的また専門的な事柄も多いため、基本的にはワーキンググループでご議論をいただく。そして、その原案あるいはたたき台を機構で用意をさせていただいて、再度ワーキンググループでご議論をいただき、この国立大学教育研究評価委員会にフィードバックさせていただきながら、具体化を進めていくという段取りを考えております。

○委員長 いつ頃までを目標にして考えておけばよいですか。

● 主要な検討事項に関しては来年度9月頃までには一定の具体的な姿が見えるようにという心づもりで日程を設定してまいりたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。

検討のポイントとして挙げられています事例は、今後個々の検討事項の中でワーキンググループにてご議論いただくとして、別途その全体の括りの中でご意見をいただきたいと思っております。

1つ私が伺いたいのは、もちろん検討事項は個々に検討を行うのですが、何をどのように答えてもらいたいかということをやはり国立大学法人に対して言わなければならないと思っております。となると、国立大学法人への質問事項という点についてはどのように考えたらよいのでしょうか。

例えば、(3)の評価対象の検討事項で、附属病院及び附属学校に係る記載事項の分析等の方法と書いてありますが、これは附属病院及び附属学校というのは教育研究についてどのように協同しているかということ質問すると書いておかないと、質問された大学法人等が困ることになります。質問の仕方の問題というのは、上手に質問をしてあげないと労力ばかり増えてしまうためそんなことも含めてご議論いただこうと思っております。

○ 特にこの「書面調査」と「訪問調査」に関しては、大変大きな問題だろうと思っております。書面調査と訪問調査を行おうとなれば、それなりの費用と人の手当が2倍、3倍は違うであろうと思っておりますし、おそらく連動して行わないと非常に大変なことになるかと思っております。その点は文部科学省として1つの方針を既に持っているのか、それともこの国立大学教育研究委員会の意向で方向性が出るのか、その辺はいかがでしょうか。

● 調査の方法ですが、基本的には書面調査と訪問調査を以て行うと申し上げております。訪問調査につきましては、国立大学法人法の国会審議が行われた際にも、政府答弁等でされている点、また、評価を行うには、書面だけではやはり見切れない部分をどのような方法できちっと把握をし、適切に評価していくかということとを考慮すると訪問調査で対応していくということになろうかと思っております。

スケジュールの問題とも絡みますが、フィージビリティが非常に厳しくなるであろうということは大いに予想されることです。機構としましても、3年の試行的評価の経験も踏まえながらご提案をさせていただき、十分にご検討いただきたいと考えております。

- 評価者が誰になるか、評価者の評価がばらばらで、評価者の個人的な色彩が強過ぎてしまいますと、評価される大学法人等にとっても大変ですので、それに対するお互いの意思疎通をどう図るか、かなり実用的に難しい問題、費用のかかる問題がありますので、その辺も骨子だけでも構いませんのである程度見越しをつけた上でご議論をしていただかないとらないと思います。

この国立大学教育研究評価委員会は、こういうことが必要だということは申し上げる必要があると思いますが、こうでなければならないということ、予算をどうするかという事項についてのバランスは機構で文部科学省あるいは国立大学法人評価委員会から情報収集していただきたいと思います。

- 前回は出た議論だと思いますが、評価の表し方の問題が大事な議論として積み重ねてきていますが、メディアが報道する場合には、評価の表し方が一番注目する部分です。評価の表し方が、何段階になるのか分かりませんが、非常に対外的には大きな要素になるということです。非常に大事なところであって、段階式と記述式の組み合わせということはよいと思いますし、このような方向でよいのではないかと思います。実際に何段階ということまでワーキンググループで議論されるのでしょうか。良くも悪くも非常に注目されることだということ認識させていただきたいと思います。

- 評価項目を多くすれば段階で切っても、それはその項目だけでは評価されないため、全体としてもう1度見直さなければなりません。逆に評価項目が少なければ段階だけが結果として出てきてしまうことになり、色々なバランスの問題があるのだと思います。やはりきちんと詰めていただかないといけないことでもあります。

- 非常に重要なポイントであろうと思います。趣旨を十分踏まえまして、ご提案をまた差し上げていきたいと思っています。

- 内容は別として、検討をする順序ですが、1ページから順に検討を行っていくのではなくて、相手の国立大学法人等が早く知りたいところから決めていく必要があるのではないかと思います。評価の項目の客観的・共通的な評価項目及び要素あたりは、大学法人等から自主性、自律性で提出されてきた中期目標・中期計画に記載のないようなことを機構が注文する場合もあるわけで、中期目標期間の3年度目ぐらいになってから我々が提示しても、遅いという面があります。前もって、相手に準備していただくことについては早く検討を始めなくてはならないのではないかと思います。

- ご指摘のとおり、検討事項の優先順位があるわけです。優先順位を十分考えながら、相談をさせていただきながら詰めていきたいと考えております。

- 委員長 個々に議論するタイミングでもないような気もいたしますので、4月以降に改めてワーキンググループに案を出していただきながら個々で議論いただくということにできればと思いますが、よろしいでしょうか。

となると、別にワーキンググループを設置しなければならないという問題も生じてきますが、既に現在、ワーキンググループは存在しておりますので、引き続き全く同じメンバーで議論をしていただけないでしょうか。どうぞよろしくお願いをいたします。

- 今後の検討事項を考えた場合に、内容的にかなり重いものがあります。現時点ではワーキンググループは10名となっておりますが、今後物理的なマンパワーが足りない

場合には、ワーキンググループの人員を増強ということもご検討いただければと思います。

○委員長 分かりました。この委員会の委員の中からワーキンググループに新たに加わっていただくか、それとも若干専門性を持った方に加わっていただくかということを含めて、ワーキンググループの検討課題としてお任せをして、ご発案をいただいて当委員会で承認するということよろしいでしょうか。ありがとうございます。大事な意見をいただきました。

それでは、事務局より3月4日に開催されました国立大学法人評価委員会総会（第8回）の報告をお願いします。

（3）事務局より、3月4日に開催された国立大学法人評価委員会総会（第8回）の報告が行われた。

○委員長 ありがとうございます。

先程ご質問がありました教育研究の質の向上に関する事項、つまり我々が行う事項と全体の関係がどうなるかということを書いております。何かご質問がありましたらどうぞ。よろしいでしょうか。それでは、今後のスケジュールについて事務局よりお願いします。

● 資料5「国立大学教育研究評価委員会の検討スケジュール(案)」をご覧ください。機構としましては、来年度4月以降につきましても引き続きワーキンググループにおいて、この委員会との間で議論をフィードバックしながら順次検討の事項につきましても議論を深めていただくということをお願いしたいと考えております。具体的な開催日程につきましては、後日委員の皆様の日程をご確認をさせていただいた上で、スケジュールを組ませていただきたいと思います。

議論の順番というものが非常に大事になってくるかと思っておりますので、そういったものも含めて、またご提示を申し上げたいと考えております。文部科学省の国立大学法人評価委員会において中期目標期間評価についての議論が始まったばかりですが、連絡・連携を密に取りながら、十分にご議論をいただくということになるかと思えます。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長 次回の委員会の開催は、予定では6月となりますか。

● この委員会としましては、ワーキンググループにおいて少しご議論をさせていただいた後に開催となるかと思ひますが、具体的な日程につきましては、またご提示を申し上げたいと思ひます。

○委員長 先程委員から発言がありましたようにワーキンググループが少し人数が足りないというようなことがありましたら、次回開催予定の6月の国立大学教育研究評価委員会第5回の際にご議論いただくか、また、時間が間に合わなければ、私にお任せいただければ、若干の補強をあらかじめさせていただいてご報告するという形を執らせていただいでよろしいでしょうか。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、終わります。どうもありがとうございました。

— 了 —